

第7号議案

新宮町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月3日

新宮町長 桐島光昭

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の施行等に伴い、新宮町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものである。

新宮町条例第 号

新宮町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

新宮町重度障がい者医療費の支給に関する条例（昭和49年新宮町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「15歳」を「18歳」に改める。

第13条第1項中「同条第17項」を「同条第18項」に、「同条第28項」を「同条第29項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、改正後の第13条第1項の規定は、令和7年10月1日から適用する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の新宮町重度障がい者医療費の支給に関する条例第5条の規定による受給資格の認定及び同条例第6条の規定による重度障がい者医療証の交付に関し必要な準備行為について、この条例の施行前においても行うことができる。

新宮町重度障がい者医療費の支給に関する条例(昭和49年新宮町条例第5号)新旧対照表(参考資料)

改正後	改正前
<p>(重度障がい者医療費の支給)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第4号に規定する者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者を除く。)の医療費のうち、精神病床への入院医療に係る費用については、重度障がい者医療費は支給しない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(障がい者施設等に入所した場合の特例)</p> <p>第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、新宮町の決定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、<u>同条第18項</u>に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、<u>同条第29項</u>に規定する福祉ホーム又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設又は同条第25項に規定する介護保険施設(以下「障がい者施設等」という。)に入所等したため、障がい者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、新宮町が行う重度障がい者医療費の支給対象者とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(重度障がい者医療費の支給)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第4号に規定する者(15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者を除く。)の医療費のうち、精神病床への入院医療に係る費用については、重度障がい者医療費は支給しない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(障がい者施設等に入所した場合の特例)</p> <p>第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、新宮町の決定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、<u>同条第17項</u>に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、<u>同条第28項</u>に規定する福祉ホーム又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設又は同条第25項に規定する介護保険施設(以下「障がい者施設等」という。)に入所等したため、障がい者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、新宮町が行う重度障がい者医療費の支給対象者とする。</p> <p>2 (略)</p>